

授業料の納入猶予等について

現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった場合の経済的支援のひとつとして、令和2年度後期分授業料の納入を猶予する制度があります。希望される場合は申請期限までに申請してください。

令和2年度後期分授業料徴収猶予

11月の指定された期日までに授業料の納入が難しい場合は、授業料の納付猶予を申請することで納入期間を1月下旬まで延期することができます。

○申請方法

富山大学ウェブサイトから「令和2年度後期分授業料納付猶予願」をダウンロードし、学生支援課まで提出してください。

富山大学ウェブサイト（授業料・入学料免除）

<http://www.u-toyama.ac.jp/campuslife/support/exemption.html>



○申請期限

令和2年10月16日（金）

本学では上記のほかにも経済支援を行っていますので、希望される場合は学生支援課へまずはご相談ください。

修学支援新制度 [学部生（外国人留学生は対象外）]

- ・新たに支援を受けたい人、今まで奨学金や授業料等減免を受けていなかった人等は、修学支援新制度に申し込みが可能です。
※まずは日本学生支援機構の給付型奨学金に申し込みが必要です。
- ・世帯（父母等）の収入が大きく減った人は、修学支援制度の「家計の急変」として申し込みが可能です。急変後の所得（見込）で所得基準が判定されます。

日本学生支援機構 貸与型奨学金 [学部生・大学院生（外国人留学生は対象外）]

- ・既に貸与奨学金を利用中の人も、更に支援が必要であれば、利用額の増額が可能です。
※貸与上限額あり

令和2年度後期分授業料免除（家計急変） 令和2年10月8日（木）申請締切

- ・新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合、後期分授業料免除の申し込みが可能です。

【郵送・問い合わせ先】

〒933-8555 富山市五福 3190

富山大学 学務部学生支援課 奨学・免除担当

TEL:076-445-6087 FAX:076-445-6092

(4号様式)

令和 年 月 日

富 山 大 学 長 殿

本 人	令和 年 月入学						
	学 部 研究科 教育部		学 科 専 攻				
	学籍番号						
学 資 負 担 者	住所(〒 -) (下宿等)						
	フリガナ 氏名		印				
学 資 負 担 者	住所(〒 -)						
	フリガナ 氏名		印				
	本人との続柄						

授 業 料 納 付 猶 予 願

下記により令和2年度後期分授業料の延納を受けたいので、
学資負担者連署の上お願いします。

記

I 延納方法 令和 3 年 1 月 29 日まで延納

II 理 由(具体的かつ詳細に記入すること)